

防災省ないしは防災庁の創設を求める意見書

平成時代は、自然災害の多い時代と位置付けられている。阪神大震災、中越地震、東日本大震災の被害、平成 12 年の台風 14 号、平成 16 年の 16 号、18 号、23 号、平成 26 年の広島市土砂災害、平成 30 年 7 月の集中豪雨など、生命・生活が奪われる災害がつづいた。

すでに令和元年においても台風 15 号、19 号と深刻な被害をもたらしている。嵐山町においても台風 19 号の被害は、甚大である。

近未来において、南海トラフ地震、首都圏直下型地震が予測されている。また、気候変動による集中豪雨・台風の多発も予測される。国レベルで甚大な被害が予測され、今後の防災、減災体制が必要である。

災害への対応は、普段からの防災、発生時の緊急対応、復興の 3 段階である。この 3 段階を統括的に国家政策として、省庁間にまたがる強い調整力とリーダーシップが必要とされる。今までの災害の検証を踏まえ、各省庁の事業の位置づけを整理し、自治体の防災体制を充実し、体系的横断的に防災・減災、復興へと取り組む制度・予算を構築する必要がある。

我が国における自然災害の発生と被害を最小限にするため、防災・減災に特化した防災省ないしは防災庁の創設を求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 12 月 6 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 森 一人

提出先

内閣総理大臣
復興大臣
参議院議長
衆議院議長